

受付 番号	種 目 番 号 —	連絡先	委託担当 医療援助課福祉医療係	担当者名 やまわき さとう 山脇・佐藤	電 話 045-671-3662
----------	--------------	-----	--------------------	---------------------------	---------------------

設 計 書

1 委 託 名 小児医療費助成制度に関するサイネージ広告掲出業務委託（横浜・みなとみらいエリア分）

2 履 行 場 所 横浜駅、みなとみらい駅、桜木町駅のサイネージ広告のうち、本市が指定する場所

3 履行期間
又は期限 期間 年 月 日 から 年 月 日 まで
 期限 令和5年8月11日 まで

4 契約区分 確定契約 概算契約

5 その他特約事項

6 現 場 説 明 不要
 要 (月 日 時 分 場所)

7 委 託 概 要
別添「内訳書」の広告枠を確保し、動画放映等を行うこと。

8 部 分 払

す る (回以内)

し ない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を () で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内訳書

分類 番号	品名	メーカー・型番 (同等品可)	品質・ 形状等	数量	単位	定価	単価 @	金額
	J・ADビジョン横浜 駅①	令和5年4月24 日から4月30日 までの1週間	15秒	(1)	(1週間) 枠			
	J・ADビジョン横浜 駅②	令和5年5月1 日から6月4日 及び7月2日か ら8月6日の計 10週間	15秒	(2)	(5週間) 枠			
	東急みなとみらい線横 浜駅「Mビジョン」	令和5年5月29 日から6月4日 までの1週間		(1)	(1週間) 枠			
	JR横浜駅みなみ通路 「YSV」	令和5年6月5 日から6月18日 までの2週間	3分30秒	(2)	(1週間) 枠			
	相鉄線横浜駅「SS V」	令和5年6月19 日から6月25日 までの1週間		(1)	(1週間) 枠			
	京急横浜駅「京急ス テーションビジョン」	令和5年6月26 日から7月2日 までの1週間	3分30秒	(1)	(1週間) 枠			
	横浜市営地下鉄横浜駅 「SBSV」	令和5年7月3 日から7月9日 までの1週間	3分30秒	(1)	(1週間) 枠			
	J・ADビジョン桜木 町駅①	令和5年4月24 日から4月30日 までの1週間	15秒	(1)	(1週間) 枠			
	J・ADビジョン桜木 町駅②	令和5年6月5 日から7月2日 までの4週間	15秒	(1)	(4週間) 枠			
	J・ADビジョン桜木 町駅③	令和5年5月1 日から6月4日 及び7月2日か ら8月6日の計 10週間	15秒	(2)	(5週間) 枠			
	横浜市営地下鉄桜木町 駅構内「のげちかサイ ネージ」	令和5年7月1 日から7月31日 までの1ヶ月間	15秒	(1)	(1ヶ月) 枠			
	MM線みなとみらい駅 「MMビジョン」	令和5年5月29 日から6月4日 までの1週間		(1)	(1週間) 枠			
	MM線みなとみらい駅 「70V画面サイネー ジ」	令和5年5月1 日から7月31日 までの3ヶ月間	30秒	(3)	(1ヶ月) 枠			
合 計								
税込金額 (消費税率10%)								(0)

仕様書

- 1 委託件名
小児医療費助成制度に関するサイネージ広告掲出業務委託（横浜・みなとみらいエリア分）
- 2 業務内容
「内訳書」の広告枠を確保し、動画放映等を行うこと
※ 放映データについては、委託者において制作のうえ支給する。上記期間中に放映データの差し替えが生じた場合には、委託者から受託者に新たな放映データを提供し、受託者が差し替えの対応をすることとする。
- 3 履行期間
契約締結日から令和5年8月11日（金）まで
- 4 成果品
 - (1) 報告書（印刷1部、電子データ1部）
 - (2) 広告の掲出状況がわかる写真（JPEG形式。電子データまたはCD-R、DVD-R）
※掲出場所及びデザインごとに1枚以上
- 5 条件等
業務の実施にあたっては、次の事項に十分配慮すること。
 - (1) 業務の実施に際しては、委託者と十分に協議し、その指示に基づき行う。
 - (2) 行政割引等の適用がある媒体については、割引を適用すること。その場合、委託者は受託者の求めに応じて広告管理者へ提出する申請書を準備するものとする。
 - (3) 業務の検討内容及び進行状況等について、委託者が公表している又は委託者が認めた情報以外の情報を外部に漏らしてはならない。
 - (4) 本委託に基づく成果は委託者に帰属し、受託者はその成果を自ら利用し、又は第三者に帰属してはならない。
 - (5) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。
 - (6) 委託者の都合により、本委託業務が停止となった場合には、受託者との協議のうえ、対応をすることとする。
 - (7) 本委託業務は、令和5年度横浜市各会計予算が横浜市会において議決されることを停止条件とする業務のため、予算の議決がなされないときは、業務として成立しない。
- 6 担当者
横浜市健康福祉局医療援助課 山脇、佐藤
TEL：045-671-3662（健康福祉局企画課あて）